

令和7年度第5回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年8月22日(金) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員
11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計 21 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

7/25(金) 大崎町畜産振興協議会

8/5(火) 8月定例常設審議委員会(鹿児島市)

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(1番 ○○○○委員, 2番 ○○○○委員)
第2. 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第22号 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見
聴取について
第4. 議案第23号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について
第5. 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6. 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7. 議案第26号 非農地証明願による申請について
第8. 議案第27号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第9. 議案第28号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和7年度第5回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。8月5日の定例常設審議委員会におきまして、令和7年度の目標設定等が審議されました。活動目標としまして、1「委員の活動目標すべての委員会で10日以上」、2「農業委員会リレーションシップ活動の計画的・重点的实施と「地域計画」実行への協力」、3「目標達成に向けた最適化活動の実践」などが、可決されました。ちなみに、令和6年度の大崎町農業委員会の実績では、ほ

ば目標を達成する事ができました。委員・推進委員の皆様が、しっかりと責務をもって取り組んで頂いた活動が結果に繋がったと考えております。改めて皆様の日々の取り組みに感謝いたします。さて、本日は暑気払いが、計画されております。記録的な暑さは今しばらく続くかとは思いますが、是非とも参加頂き、おおいに意見交換をし、楽しんで頂きたいと思っております。それでは、経過報告を致します。7月25日 大崎町畜産振興協議会総会、8月5日 8月定例常設審議委員会（鹿児島市）以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず、会議録 署名委員の指名を行います。1番 ○○○○委員・2番 ○○○○委員に、お願い致します。本日は、議案第21号から議案第28号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ 総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条4件 地域計画2件 農振2件 4条1件 5条3件 非農地1件 農地バンク法による農地中間管理権の設定32件 合計45件でございます。2ページ、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 はい。第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人ですが、渡し人は、○○集落の○○○○さんです。受け人は、○○地区の○○○○さんで認定農業者ではございません。主な経営作物は、露路野菜です。申請地は、神領字蓼池○○○○ 畑 1筆 457㎡です。申請理由としましては、受渡人の要望により、譲受人が自家消費のために取得するものです。次に調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、夫の2名です。農作業技術力はなく、新規就農となります。自家消費用の露路野菜の栽培のため大きな農器具は用いず、クワ等の農具で耕作し、栽培をすることです。通作距離ですが、申請地は自宅に隣接しており、徒歩で行ける距離となります。4号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。経営面積について3,000㎡未満ですが、営農計画書及び確約書の提出により、露路野菜を作付けすると報告を受けております。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番、審議番号3番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 第3条申請、審議番号2番、審議番号3番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、○○市の○○○○さん、もう1人の方は、○○市の○○○○さんです。譲受人は、○○集落の○○○○さんです。認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草です。申請地は、野方字西谷○○○○ 畑 1筆 1,500㎡ともう一人の方が、野方字西谷○○○○ 畑 1筆 1155㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大するものです。次に調査

内容について報告します。第1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は農作業歴50年とあります。機械保有はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は自宅から2.5km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。〇〇さんと〇〇さんは姉妹です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番、審議番号3番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番、審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番、審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について調査結果を報告いたします。まずは、申請人についてです。渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受人は、〇〇町の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、牧草です。申請地は、仮宿字荒園〇〇〇〇 畑 外2筆 2,749 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が規模拡大するものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は農作業歴10年とあります。機械保有はトラクター3台、田植機1台、トラック1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は自宅から6km、車で10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、議案第22号「地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）に対する意見聴取について」を議題といたします。農業委員会総会におきまして、初めての案件でありますので、地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）に対する意見聴取についての議案内容の説明を事務局よりお願いします。

〇〇〇〇 はい、事務局の〇〇です。こちらの審議につきましては、地域計画の変更になります。地域計画の変更というものは、農振の除外、用途変更もしくは農地転用により、地域計画で計画している面積が変更となる場合に農業委員会の意見が求められ、このような審議が行われます。法律の関係上、順番としてまず地域計画の変更、その後農振の除外もしくは用途変更で、その後に農地転用の手続きを取らないといけ

ないとなっておりますので、このような順番となっております。今後もこのような審議が行われます。調査内容につきましては、特段の変更はなく、地域計画が変更するから特別な調査をするのではなく、今までの農振除外や農地転用の現地調査と合わせて一括審議を行うことになります。以上です。

議長 よろしいでしょうか。5ページ、審議番号1番は、7ページ、議案23号 農振452番、11ページ、議案第25号 農地法第5条、審議番号1番と同一案件のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 地域計画変更 審議番号1番、農振除外 452番、農地法第5条 審議番号1番について調査結果を報告いたします。まず資料の確認です。資料2の調査番号2-1から4をお開きください。その中の調査番号2-1の資料を見ていただきたいんですけど、今回の申請につきましては3筆でございます。その内の1筆が地域計画と農振の2つの網がかかっており、もう一つが農振の網がかかっており、もう一つが農地転用の申請分ということになっておりますので、同時に調査し報告するものでございますので、ご理解ください。譲受人は、〇〇町の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字楠木原〇〇〇〇 畑 外2筆 6,361㎡です。場所は、資料の2-2でご確認ください。申請目的は、ダンプ駐車場、資材置場ということでございますが、具体的に説明しますとジャパンファームから出る乾燥鶏糞（フレコンバッグに800kg～900kg 詰めたもの）を申請地に運んできて、20tトラックに約11本、載せ替えて、火力発電所へ運ぶという計画でございます。その駐車場と資材置場ということで、ここに積み置きをするものではなくて、運ばれたものをすぐに運ぶというような内容になっています。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は第2種農地のその他と判断いたしました。雨水は側溝放流となっています。土砂の流出防止対策としましては、1mの盛り土で土留めをするため問題はありません。日照通風ですが、周辺に農地がないこととフレコンバッグに詰めるということで臭いもありませんので問題ありません。隣接地所有者への説明は、隣接地も〇〇さんの所有でありますので、必要なしということです。通路は、道路に面しているので問題ありません。資力は、資金証明書等で確認済みです。信用は、問題なしということでございます。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの案件について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは只今の案件につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手）

議長 挙手多数。よって只今の案件は、許可といたします。5ページ、審議番号2番につきましても7ページ、議案23号 農振審議番号451番と同一案件のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 地域計画変更、審議番号2番と農振用途変更、審議番号451番について調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町井俣字堂園堀〇〇〇〇 畑 1筆 832㎡で、場所は現地調査資料の1の1から5をご覧ください。申請目的は、消毒場を造るものです。この隣は、以前も消毒場として使用しておりました。それでは許可判

定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流です。土砂の流出については、コンクリートを塗りますので問題ありません。日照、通風ですが、工作物を建築しないので問題ありません。隣接地への説明は、済んでいますとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。信用も問題なしです。以上のことから特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは只今の案件につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって只今の案件につきまして、許可といたします。6 ページ、議案第 23 号「農業振興地域整備計画変更認可申請にかかる意見について」は、一括審議で許可済みとなりました。8 ページ、議案第 24 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。9 ページ、審議番号 1 番の調査報告を○

〇委員 第 4 条申請、審議番号 1 番について調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字新堀〇〇〇〇 畑 他 1 筆 319 m²で、場所は現地調査資料の 4 の 1 から 4 5 をご覧ください。申請目的は、倉庫、通路です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第 1 種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流です。土砂の流出防止対策としては、既にコンクリート、砂利が塗ってありますので問題ありません。日照、通風も通路を挟んでいるため、問題ありません。隣接地への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。それと始末書が添付されておりますのでご確認下さい。以上のことから特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 審議番号 1 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 1 番については、許可といたします。10 ページ、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。11 ページ、審議番号 2 番は〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

- 議 長 審議番号 2 番の調査報告を〇〇委員申し上げます。
〇〇委員 第 5 条申請、審議番号 2 番について調査報告をいたします。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字松ケ迫〇〇〇〇 畑 1 筆 244 m²で、場所は現地調査資料の 3 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、資材置き場と駐輪場です。それでは、許可判定基

いて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流。土砂の流出防止対策としては、既にブロックが積んでいるため問題ありません。日照、通風ですが、周辺に農地がないため問題ありません。隣接地の所有者への説明は必要なしということです。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金照明等で確認済みです。信用は問題なしです。以上のことから特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号2番については、許可といたします。
(〇〇委員入室)

議 長 審議番号3番の調査報告を事務局より、お願いします。
〇〇〇〇 第5条申請、審議番号3番について、調査結果の報告いたします。こちらは前回取り下げとなりました砂採取埋め戻し作業なのですが、今回申請を改めて提出されましたので、事務局より説明をいたします。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん他1名です。申請地は、大崎町菱田字浜川原〇〇〇〇 他9筆 9,483 m²で、場所は、現地調査資料の5の1から2をご覧ください。申請目的は、昨年度申請がありました砂採取の埋め戻し作業です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、自然流下です。土砂の流出防止対策として、防護柵を設けるので問題ありません。日照、通風ですが、現状のまま利用するので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、始末書が添付されているため、やむを得ないと判断しました。始末書が添付されていますので、そちらはご覧ください。また一時転用の場合は、農地復元確約書が必要なのですが、こちらも添付されております。以上のことから特段の問題は無いと判断され、調査員一同許可相当と判断されております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号3番については、許可といたします。12ページ、議案第26号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。13ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして、別紙資料3、非農地申請地位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。14ページ、議案第27号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。15ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第27号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、15ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和7年11月1日、期間は10年です。中間管理権の設定面積は、田が23,510㎡、畑が136,849㎡、計160,359㎡でございます。16ページから19ページが内訳です。資料4、農用地利用集積等促進計画(案)参考(法人関係)をご覧ください。

議長 16ページ。連番1番から、連番2番を除いて、連番21番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、只今の案件を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、只今の案件につきましては許可といたします。17ページ、18ページ、連番22番から連番59番、60番、61番を除いて、連番65番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、只今の案件を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、只今の案件につきましては、許可といたします。19ページ、12ページ、連番66番から連番82番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番66番から連番82番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番66番から連番82番までは、許可といたします。16ページにお戻りください。連番2番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番2番について、何かご質問ありませんか。
委員 なし。
議長 なしということであります。連番2番について許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番2番については、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議長 18ページ、連番59番、60番、61番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議 長 連番 59 番, 60 番, 61 番を一括して審議いたします。何か質問はございませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、ただいまの案件を許可しても良いと思われ
る方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、ただいまの案件は、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議 長 20 ページ, 議案第 28 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について」を議題といたします。21 ページ, 事務局の説明をお願いします。

〇〇次長 議案第 28 号, 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。
21 ページ, 1 番 〇〇〇〇, 賃借を希望です。神領字鷺塚〇〇〇〇 畑 785 m²で
す。〇〇委員を指名いたします。

議 長 〇〇委員よろしく願いいたします。最後のページになります。休会中の報告,
あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇次長 休会中の報告についてです。1 番, 2 番, 3 番は, 〇〇〇〇と 10 月にあっせん
会を開催する予定です。以上です。

議 長 はい。その他, ご意見ご質問はありませんか。

議 長 よろしいですか。以上をもちまして, 令和 7 年度第 5 回大崎町農業委員会の定例
総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

1 番委員

2 番委員